

ID: 203

担当部署: まちづくり部 住宅課

処分の概要	社会福祉法人等に対する使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市営住宅条例 第42条第1項		
例 規 番 号	平成13年条例第132号		
【根拠条文】 (使用料) 第42条 社会福祉法人等は、前条の使用については、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額の使用料を納付しなければならない。 2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において市営住宅を現に使用する者から徴収することとなる使用料相当額の合計は、前項の規定による市長が定める額を超えてはならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 8 年 2 月 1 日